

取引条件説明書面 兼 契約書面（国内募集型企画旅行）

本書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」であり、契約成立時には同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1. 旅行の企画・実施（旅行業者情報）

- ・商号（社名）：一般社団法人大山観光局 大山ツアーデスク
- ・登録番号：鳥取県知事登録旅行業第 2-70 号
- ・営業所名：大山ツアーデスク
- ・住所：〒689-3318 鳥取県西伯郡大山町大山 45-5
- ・旅行業務取扱管理者：車 浩一

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

2. お申し込みと契約の成立時期（WEB 募集の場合）

- (1) 当社 WEB サイトの所定の申込画面に必要事項を入力し、送信していただきます。
- (2) 旅行契約は、当社がインターネットを通じて契約の締結を承諾する旨の通知（決済完了および契約成立の自動配信メール）が、お客様のサーバーに到達した時に成立するものとします。
- (3) 本契約は、ペーパーレスによる電子書面交付に同意いただいた上で成立します。お客様は本書面および確認メールを保存・印刷等して保管してください。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前までにお支払いいただきます。それ以降のお申し込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます（WEB 決済の場合は申込時のクレジットカード決済等をもって受領いたします）。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した以下の費用が含まれます。

- ・ 宿泊機関の宿泊料金、規定の食事料金、消費税等諸税。
- ・ ガイド代、保険料等ガイドツアーに関する費用

※お客様のご都合により、これらのサービスの一部を利用されなくても、原則として払戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載のないものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ・ 日程中に「自由行動」「各自負担」と記載された区間の交通費や入場料。
- ・ 個人的性質の諸費用（飲食代、通信費、お土産代等）。

6. 最少催行人員と旅行の中止（催行中止）

- ・ 本旅行の最少催行人員は 4 名です。
- ・ 参加人員が最少催行人員に達しない場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金の全額を払い戻して契約を解除します。

7. お客様からの契約解除（取消料）

お客様は、いつでも次に定める取消料をお支払いいただくことで、旅行契約を解除することができます。

（※宿泊を伴う国内旅行・標準旅行業約款に準拠）

旅行契約の解除期日 / 取消料（お一人様につき）

- ・ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって：
 - ① 20 日前～8 日前まで：旅行代金の 20%
 - ② 7 日前～2 日前まで：旅行代金の 30%
 - ③ 旅行開始日の前日：旅行代金の 40%
 - ④ 旅行開始日の当日（⑤を除く）：旅行代金の 50%
- ・ 旅行開始後の解除 または 無連絡不参加：旅行代金の 100%

8. 当社の責任および特別補償

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
- (2) 当社が(1)の規定に基づく責任を負うか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物に被られた一定の損害について、あらかじめ定める特別補償規程により、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および携行品損害補償金をお支払いします。

9. 確定書面（最終旅行日程表）の交付

確定した宿泊機関名や集合時間が記載された「確定書面（最終旅行日程表）」は、旅行開始日の前日まで（原則としてご出発の7日前～日前まで）に、メール等の電子書面にて交付いたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の直前である場合は、旅行開始当日に交付することがあります。

10. その他（約款の適用）

本書面に定めのない事項は、当社「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」に拠ります。